

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、2022年（令和4年）7月21日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

#### 1 交通事故における慰謝料に対して収入認定されることについて

請求人が受け取った慰謝料は、不動産売却等とは異なり、非課税である。非課税であるということは、一般に収入とはみなされない経費であるととらえられる。多額の慰謝料は課税対象とされるが、本件の場合その金額を下回る。

本件のようなことが通るのであれば、生活保護受給者は収入認定されることへの恐れが生じ、自ら被害を隠蔽し自己都合で処理してしまう心理的な力が働き、そのことで過失を問われることになれば、名誉を棄損することになる。

よって非課税のものまで収入認定する認識には無理がある。

#### 2 臨時の収入に対して8,000円控除されることについて

昭和36年4月1日付厚生省発社第123号によれば、臨時収入における控除は一世帯当たり8,000円を控除するとあるが、当時の物価

でとらえると高卒新卒者の初任給に当たる。これを現在の金額ベースに換算すると17万円になる。したがって、仮に収入と認定されても、控除額は総額51万円となる。

3 市が国の代理となって返還要求を執行することについて

保護についての経費は国から出ており、各自治体が支払業務を代行することにより施行されている。返還要求についての決裁権は国にあるから、各自治体は、返還要求についての義務と責任はない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 9月18日	諮問
令和7年11月13日	審議（第106回第1部会）
令和7年12月12日	審議（第107回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとする。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の

収入)がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

## (2) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとする。

## (3) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとする。

この法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

## (4) 資力の発生日

ア 平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13-6（答）(3)は、自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生日から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として加害行為の発生日で資力の発生があったものと取り扱うこととなるとし、損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当であるとする。そして、自動車事故の場合は、保険の種類や保障内容により異なるが、自賠責保険は、事故発生により被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生日としてとらえることになり、後遺障害、死亡に対する保険金については、給付事由が発生したことにより当然に受領できるものであるため、それぞれ障害認定日、死亡日を資力の発

生日ととらえることとなるとする。また、任意保険については、示談交渉による保障の内容、金額の確定後に請求できることとなるため、示談成立日を資力の発生時点としてとらえることとなるとする。

イ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問11-1は、法63条に係る資力の発生時点について、給付事由（請求事由）が発生したことにより当然に受領できる保険金、年金、補償金及び相続資産等については、当該事由の発生時から資力があるものとみなし、事由が発生したことに伴い、訴訟、調停、和解等により確定しなければならぬものについては、確定した時点で資力が発生したものとするとした上で、交通事故の補償金のうち、①自動車損害賠償法（強制保険）による保険金については、障害による損害は事故発生日、後遺障害による損害は障害等級認定日、②任意保険については示談成立日、③慰謝料については確実に支払われると判断された時点（示談成立日）とする。また、災害補償金のうち、労働者災害補償保険法による保険給付については、労災の支給決定がなされた日とする。

(5) 収入認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとする。

イ 次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)は、保護の実施機関は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（かっこ内略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とする。

(6) 自立更生免除

次官通知第8・3・(3)・オは、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額については、収入として認定しないこととする。

(7) 次官通知等の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。さらに、運用事例集による上記取扱いは、問答集の取扱いの基準に合致するものであって、合理性が認められるものである。

2 本件処分についての検討

(1) 資力の発生日

法63条に係る資力の発生日については、問答集及び運用事例集(1・(4)・ア及びイ)によれば、請求事由が発生したことにより当然に受領できる保険金等は、当該事由の発生時から資力があるものとみなすとされているところ、処分庁は、保険会社からの見舞金について、支払通知の日付である令和3年5月10日を資力の発生日としていることが認められる(別紙1(以下同様))。そして、労働者災害補償保険法による保険給付の資力の発生日は、労災の支給決定がなされた日とされているところ、処分庁は、休業給付について、決定通知の日付を資力の発生日としていることが認められる。

また、自賠責保険の後遺障害による損害の資力の発生日は、障害等級認定日とされているところ、処分庁は、自賠責保険422,090円について、後遺障害による損害として、後遺障害等級証明書の日付である令和3年9月30日を資力の発生日としていることが認められる。

さらに、任意保険は示談成立日とされているところ、処分庁は、任意保険の示談金1,666,237円について、「事故解決に関する承諾書」の日付である令和4年4月7日を資力の発生日としていることが認められる。

以上によれば、処分庁による本件収入の資力の発生日の認定は、上記1・(4)の定めにもとって適正になされていることが認められる。

(2) 返還対象額の算定

本件収入の資力の発生日を上記(1)のとおりとすると、別紙3返還対象額算定表のとおり、本件処分時点(令和4年7月21日)における返還対象期間は、①令和3年5月10日から令和4年1月末日まで及び②同年4月7日から同年6月末日までとなり、この間に請求人に

支給された支給済保護費の額の合計は、1,644,110円である。

そして、本件収入は2,910,155円であるところ、保険金による臨時的収入の場合の8,000円を控除(1・(5)・イ)した額2,886,155円は支給済保護費の額1,644,110円を上回るから、同額を上限として返還対象額が算定されることとなり、別紙3のとおり返還対象額は1,545,564円となる。

(3) 返還免除額(自立更生免除)

本件収入は、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受けた保険金であるから、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額について、自立更生免除の対象となる(1・(6))。

このことについて、処分庁は、請求人から申出があった自立更生免除に係る物品についてケース診断会議を開催し、別紙2-2のとおり、冷蔵庫等の一部について認める旨判断しているが、物品の性質、理由に照らして当該判断に不合理な点は認められない。

そうすると、処分庁が自立更生免除として返還免除額を296,715円としたことは適正な処理といえることができる。

(4) 小括

以上によれば、返還対象額を1,545,564円、返還免除額を296,715円、返還決定額を1,248,849円とした本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいてなされたものであって、返還決定額の算定においても違算は認められないから、違法又は不当な点があるということはない。

3 請求人の主張に対する検討

(1) 請求人は、第3・1のとおり、非課税である慰謝料に対して収入認定されることについて不服を述べている。

しかし、収入がある場合には、当該収入額が収入認定されること、交通事故における慰謝料についても、資力として法63条により返還を求められることは、法令等の定めによるものである(1・(1)及び(4))。

(2) 請求人は、第3・2のとおり、臨時の収入に対する8,000円控除について不服を述べている。

しかし、保険金その他の臨時的収入について、8,000円を超える額を収入として認定することも、法令等の定めによるものである(1・(5)・イ)。

(3) 請求人は、第3・3のとおり、保護についての経費が国から出てお

り、返還請求の決裁権は国にあるから、処分庁には返還請求の義務・責任はない旨主張する。

しかし、保護に要する費用を支弁した市町村が返還請求を行うとするのが、法63条の定めである（1・(3)）。

(4) したがって、請求人の主張はいずれも理由がない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1、別紙2-1、別紙2-2及び別紙3（略）